

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

最近の助成動向から思うこと 水野淳二郎	1
8年間の歳月を経て、 新公益法人制度がいよいよスタート!!	2
移行相談のご質問の中から／石川睦夫	3
助成財団ニュース	6
インフォメーション／編集後記	8

最近の助成動向から思うこと

財団法人 三菱財団 常務理事

水野淳^{みずのじゅんじろう}二郎



サブプライム問題に端を発する恐慌的な世界規模の株価下落および経済の減速は、私どものような運用益のみが資金源である助成財団にとって長期に亘っている低金利の反転を期待していただけに、今後の舵取りに大きく影響する。このような状況下でも、助成をする側、受ける側とも安定的な助成金を確保することが最も重要なことであるのに、観念的に短期間の収支相償に拘る今回の制度改革にも疑問を呈せざるを得ない。折角、花が咲きそうな寄付社会の芽を摘まないでほしいというのが実感である。

私ども三菱財団は平成21年には40周年を迎える。当り前のことであるが、その間の応募あるいは採択テーマを見るとしっかりその時代を映し出している。財団は科学者の海外流出が問題となっていた1960年代の最後に設立され、自然科学の研究助成が主体となっているが、社会科学も含んだ広義の人文科学の研究助成も特徴の一つとなっている。

ここ10年では、日本とアジアの関係を地理、歴史、文化等の面から、考古学・民族学・人類学・言語学を通した比較研究が進んでいる。グローバル化の中で、日本人の海外活動あるいはその緒となった旧日本植民地の研究、さらに最近の金融経済の流れの中で株式市場の発展・構造変化などが採り上げられ、時代のダイナミズムがはっきりと読み取れる。

一方、同期間の西洋研究については、全体の10%にも満たない助成にとどまっている。これは世間一般に広がっている

欧米の文学・絵画・音楽・舞台などの芸術・歴史、ファッションあるいは言葉も含む人々の西洋文化への関心と、応募すなわち研究される人文科学研究対象のギャップの大きさに、率直な感想として違和感を覚えるところである。

昨秋ジョン・ウー監督のレッドクリフ（赤壁の戦い）が公開され、三国志がブームになっている。私自身も「三国志演義」をもとにした吉川版しか読んでおらず、その歴史観からは程遠い認識である。しかし安岡正篤の三国志関連本などを読むと、その内容は物語と言うより教養書であり倫理・思想書とも言える。歴史書に止まらず登場人物の行動、思考、議論を主体として臨場感あふれるドラマとなっている。

三国志の期間はローマ史に比べるとほんの一部にすぎない。ギボンの「ローマ帝国衰亡史」、モンタネリ「ローマの歴史」あるいは塩野七生「ローマ人の物語」を読むと史実と共に人間模様も面白いが、「三国志」の一人ひとりの思想・道徳観などは極めて濃厚で心に訴えるものがある。史実の信憑性に問題なくはないが、曹操、劉備、孫権、孔明などの思想と行動をじっくり読むのは悪くない。それこそが研究者とは全く立場が違うが、東洋の文化・歴史に親密感を覚える所以なのではないだろうか。

公益法人界は制度改革に振り回される昨今であるが、まずは陳寿の「正史 三国志」を揃え、努々積読に終わらず灯火に親しむ心の余裕を持ちたいものである。

8年間の歳月を経て、 新公益法人制度がいよいよスタート!!

新たな公益法人制度改革関連3法と関連税法が12月1日に施行され、
新公益法人への移行手続きがいよいよ開始されました。

明治29年の民法に公益法人が規定されて以来、110年以上にわたり続いてきた、主務官庁による設立許可・認可を基軸とした公益法人制度が廃止され、民間の公益活動を支援しわが国の寄付文化を育てる目的をもって、準則主義による法人設立、民間の第三者委員会による公益認定、認定を受けた法人は寄付者優遇税制の対象となる等の新制度・新税制がスタートしました。平成20年12月1日という日は、将来振り返ってみたいとき助成財団にとっても歴史的な日となることと思います。

振り返ってみますと、今回の制度改革の発端は平成12年12月閣議決定された「行政改革大綱」の中に「特殊法人等の改革」「公務員制度の抜本的改革」と並んで「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革」（行政委託型公益法人の改革）が取り上げられ、小泉内閣の行政改革の一環としてスタートして以来8年間、その後、平成14年3月に行政委託型公益法人だけではなく、全ての公益法人を対象とする「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」が閣議決定されてから6年以上の歳月が費やされてきました。

行政委託型公益法人の改革から始まり、すべての公益法人を対象とした抜本的制度改革にいたる過程では、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進する必要性が指摘される一方、平成12年に逮捕者が出たKSD事件等の公益法人をめぐる大きな不祥事が公益法人制度そのものに問題があるとの判断から、公益法人制度全般について抜本的な見直しが必要との議論になっていったと言われています。

当初は、多くの非営利法人制度全体に係る通則法が制定されるとも言われていましたが、最終的には、公益法人制度と中間法人制度の統合にとどまることになり、その他の非営利法人制度の抜本的な改革には至りませんでした。

平成14年3月に閣議決定された「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」では「最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う」と記載されています（その後、NPO法人については認証という簡便な方法で法人設立が可能であり、社会に定着してきていることから今回の制度改革の対象としないこととなりました）

この閣議決定が公益法人制度全般にわたる抜本的改革への取組みの実質的なスタートといえます。

公益法人制度の改革については、これまでも何度か議論され

てきたといわれていますが、中でも注目されるのは、昭和23年11月に起草され、幻の法案と言われている「民法の一部を改正する法律案」「公益法人監査委員会法案」があります。その一部概要は、

①民法34条を改正し、営利を目的としない一般非営利法人の設立を認め、その法人は、登記することにより成立する（準則主義の採用）。

②上記非営利法人のうち特に公益事業を目的とするものは、主務官庁の許可を得て、公益社団法人、公益財団法人と称する。

③上記②の法人の解散後の残余財産は、類似目的を有する法人に寄附しなければならない（シ・プレーの原則）等
更に重要な法案である「公益法人監査委員会」法案は、公益法人の公益性を確保するために、法務庁（現在の法務省）の外局に行政関係者と民間人からなる第三者機関「監査委員会」を設け、

①公益法人設立に際し、主務官庁の許可に承認を与え、

②公益法人を直接監査し

③違反行為をした場合、主務官庁に対し、解散命令を行なうことを勧告する

等、いわば公益性の監査機関の役割を有する内容が含まれていました。

これを見ますと今回の制度改定の原型は、既に戦後の混乱期であった昭和23年に法令案まで作成されていて、以来60年間幻の法案として放置され遅きに失したともいえますが、今日、時代に合わせた衣替えをしてやっと日の目を見たことになります。

平成14年3月から始まった公益法人制度改革では、民間人が参画する「有識者懇談会」や「公益法人制度改革に関する有識者会議」（公益法人関係の有識者として石川睦夫氏〔当時住友財団常務理事〕、勝又英子氏〔日本国際交流センター常務理事〕、田中清氏〔日本経済団体連合会常務理事〕、東ヶ崎邦夫氏〔日本アイソトープ協会総務部長〕の4名が参加）「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」「新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会」等が順次開催され、実務家の立場からも積極的な意見が述べられてきました。

しかしながら法律、税制、会計、移行申請に関する事務処理等は紆余曲折を経て、その内容が具体化するほどに複雑・難解化し、特に踏み込んだ税制とのリンクにより、公益認定のハードルが高くなっていった感があります。

また、これまで指導監督基準とされてきたものが法律に明文化されることにより、より厳しい制度になったとも捉えられます。

また、公益法人白書（総務省編20年度版）によると、現存の公益法人の常勤職員数（週3日以上出勤、パート等雇用形態



は問わない)は、中央値で3名であり半数以上の法人が職員数3名以下の零細規模であり、また、職員が0ないし1名の法人が全体の30%弱を占めていると報告されていますが、移行申請手続きに必要な多くの書類作成や、その後の新制度による財団運営、年次報告等を考えますと、法人規模や事業規模を問わずに一律同じ内容を求める認定要件や制度は今後の大きな課題となるのではと思われます。8年間の歳月をかけようやく決着した新制度ですが、そのほかにも実務的には幾多の課題を残す内容もあり、実際に移行していく中で新たな問題となる点も出てくることが考えられますので、それらの点については今後実効性のある使い勝手のよい制度を目指して制度の見直しを提言していくことが重要と考えています。

これまで、当センターではヒアリングやパブリックコメントに対して、その都度助成財団の立場から提言を行ない、また研修会等では行革推進本部事務局から講師を招くなどの情報提供に取り組んできました。

それぞれの助成財団にとっては、制度改革への対応はまさにこれからがスタートであり、具体的な移行実務に取り組むことになります。新制度の公益認定要件や移行実務が煩雑であることから、認可申請事務に神経が行きがちですが、公益認定の認可を受けるための移行処理をしっかりと行なうこととあわせ

て、今回の制度改革を真に実のあるものとするために、改革の趣旨の中でも盛んに言われ、改革の真の目的でもある「最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付ける」「民間非営利部門の活動の健全な発展を促進する」ための支え手として、社会の新たなニーズに応え得る助成事業への見直しをはじめ、柔軟な助成事業の展開が可能な体制を構築していくことが助成財団には強く望まれています。そのためには、移行に際しての定款変更案の作成にあたっては「目的」と「事業」をしっかりと見直すことも重要なこととなってきます。

当センターでは、今後の移行実務にスムーズに取り組んでいただくために、この7月から「移行に関する個別相談」を行なっておりますが、石川睦夫参与(住友財団顧問)にこれまでの主だった相談内容についてまとめてもらい以下に掲載しました。皆さまの移行実務の参考になれば幸いに存じます。(なお、内容は11月11日現在の記述となっていますので、お含み置きください)

また、個別相談は今後も引き続き実施してまいりますので、是非ご活用下さい。あわせて、今後移行に関する情報や動向を可能な限りお知らせしてまいりますので、皆さまからの情報提供もよろしくお願いいたします。

移行相談のご質問の中から

住友財団 顧問 石川睦夫

(平成20年11月11日記)

新しい公益法人制度が、12月1日から施行されます。

既存の民法34条に基づく公益法人は、施行日の12月1日に「整備法」の規定により自動的に特例民法法人となり、施行日から5年の間に、内閣総理大臣または各都道府県知事の公益認定を受けて新たな制度の下での公益財団法人または公益社団法人となるか、認可を受けて通常の一般財団法人または一般社団法人となるか、或いは何もせず放置して5年後に解散となるかを選択することになります。

私は今年7月から助成財団センターで移行相談を担当していますが、JFCViewsの編集者より要請を受け、これまでの相談で受けたいろいろな質問等を踏まえ、新たな公益財団法人への移行を目指す作業をされる上でのチェックポイント等を書き記すことになりました。

移行相談で受けたご質問は、一般法人と公益法人のメリット・デメリットをどう考えるか、推薦された対象のなかから選考している現在の助成は公益認定上問題がないか、移行認定申請書に記載する公益目的事業のくり方はどうするのがよいか、最初の評議員・代表理事・業務執行理事・会計監査人の選任はどのようにすればよいか、移行を挟んだ評議員・理事・監事の任期はどうか、報酬等とお車代をどう考えるか、定款の各条項の内容はこの作成中の案でよいか、諸規則はどの時点までに作成しておくことが必要か、将来何らかの事情が生じても事業が継続できるよう「〇〇資金」を保有しているが遊休財産とみなされないか、合併したいと考えているがどの段階で行うのがよいか、新公益法人対応の予算書・会計報告の作り方、租税特別措置法40条関係の今後の取り扱い等多岐にわた

っています。これらの中から、助成財団に共通する課題について、幾つかを選び、ご説明することとしました。

1. 最初の評議員・代表理事・業務執行理事・会計監査人の選任と移行を挟んだ評議員・理事・監事の任期

評議員・理事・監事については、外部の有識者に就任をお願いすることが多いこともあって、財団運営に当たる者にとっては気を遣うことも多く、新制度に対応してどの時点で具体的な候補者を選んでほしいし、どのように議決すればよいかということは、もっとも関心の深いところです。

(1) 主務官庁及び行政庁宛申請と財団内の議決

まず、最初の評議員・代表理事・業務執行理事・会計監査人の選任をからめて、主務官庁及び行政庁宛の諸申請と、財団内部の理事会や評議員会の議決をどのような順番で行うとよいか、並べてみます。ケースとしては、12月1日に特例民法法人となる既存の財団法人が、1回の定款変更で行政庁に公益法人移行認定申請をするという形を想定しました。

- ①現在の主務官庁との相談結果に基づき、最初の評議員選任方法を理事会で決議
- ②新法施行日の12月1日以降に、理事会決議に基づき、最初の評議員の選任方法の認可を現在の主務官庁に申請
- ③主務官庁で認可された方法により、最初の評議員を選任
- ④定款の変更の案を理事会・評議員会で議決

- ・定款の変更の案の附則に、③で選任された最初の評議員の氏名を記載
- ・定款の変更の案の附則に、最初の代表理事の氏名を記載
- ・定款の変更の案の附則に、最初の業務執行理事の氏名を記載（業務執行理事を置く場合）
- ・定款の変更の案の附則に、最初の会計監査人の氏名または名称を記載（会計監査人を置く場合）

- ⑤公益財団法人への移行認定申請を行うことを理事会・評議員会で議決
 - ・認定申請書類についても承認を得ておく
 - ・定款の変更の案を含めて、認定申請書類について、行政庁の補正要請等に備えて、一定の範囲内での修正権限を理事長に付与する旨決議しておく
- ⑥公益財団法人への移行認定申請書を行政庁に提出
- ⑦公益財団法人への移行の認定
- ⑧移行の登記

(2) 最初の評議員の選任

評議員の構成については、理事や監事と異なり、法令には何らの制限も書かれていないこともあり、新法が初めて示された時点では、設立者の意向に添った選任でよいとの解釈が行われ、そのように説明もされていました。それが、今年の3、4月頃から雲行きが変わり、今年の10月に公益認定等委員会から示された「移行認定または移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」では、評議員の選任は当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが選任されることのないよう、これを確実に担保出来る方法を探らないといけない、としたうえで、その方法として、①評議員の構成を認定法に定める理事・監事の構成についての規定に準じたものにする旨を定める方法か、②中立的な立場にある者が参加する、評議員を選・解任する任意の機関を設置し、この機関の決定に従って選・解任を行う方法が望ましい、とされました。そして、最初の評議員については、②の方法となる場合が通常であろうと書かれています。

また、最近内閣府から最初の評議員の選任方法の認可を行う主務官庁に宛てられた事務連絡では、最初の評議員の選任については、②の方法を例示しながらも、②の方法に限られるものではなく、当該法人と密接な関係にある者ばかりが選任されることのないことが担保できる方法も可能とし、この趣旨を踏まえ、法人の特性等に照らし合わせて適切に指導するよう依頼しています。

どのような方法であれば「担保できる方法」と認められるかは、主務官庁の裁量判断になると見られます。そこで、実務上は、現在の主務官庁に、どのような方法で申請すれば認められるかを確認したうえで、理事会の決議を行い、主務官庁に申請書を出し、認可の後、その方法で選任手続きを行うというのがもっとも確実な方法ということになります。

(3) 最初の代表理事・業務執行理事・会計監査人の選任

最初の代表理事・業務執行理事・会計監査人の選任については、定款の変更の案の附則に直接その氏名（名称）を記載する方法がよいでしょう。附則による選任決定を含めた定款の変更の案を財団内部（通常は理事会及び評議員会）で決議すれば、別途の決議は必要ないものと考えられます。なお、定款の

変更の案の審議は施行日前でもよいのですが、附則の人事の決定が関係するので、決議は施行日以降に行います。

(4) 移行と理事・監事の改選時期

移行認定申請を提出するタイミングは、役員等の任期満了に伴う改選時期を頭に入れておいて、混乱が生じないように準備するとよいでしょう。

新たな評議員は、移行登記の日に就任します。しかし理事及び監事については、民法上の法人から続投する形となり（整備法第48条）、その任期満了時点に注意が必要です。

4～3月を事業年度とする法人で、理事及び監事を3月に選任し、その任期を4月1日からの2年間としている場合で考えてみましょう。仮に2008年3月に2008年4月1日から2010年3月31日までの任期で選任されているとします。2009年1月に移行認定申請を提出し、同年5月に移行認定を受け、同年5月末に移行登記をしたケースで考えますと、任期については「整備法」や政・府令に特段の調整規定がありませんので、移行登記をした時点で、一般社団・財団法人法の規定「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。」が効いてくると考えられます。選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものとは2008年度ですから、これに関する定時評議員会は一般的には2009年6月に開催する評議員会となります。任期は2009年6月までと、実質上1年3ヶ月に短縮されるわけです。

2. 定款の変更の案の作成

定款は、各財団法人のいわば憲法に当たるわけですから、その作成には全力を注ぎたいものです。

既に検討済みあるいは検討作業中の会員財団が多いと思われるのですが、定款の変更の案を作成するためには、新たな公益法人となったときの展望、すなわち事業内容をどうするか、評議員、評議員会、理事、理事会、監事、会計監査人、選考委員、選考委員会といった機関の役割・権限をどのようにするか、その選・解任方法、任期、報酬等及び具体的人選はどうするか、会計や財産の管理はどうするか、といった項目について、あらかじめ十分な検討を行い、方針を決めておく必要があります。

これらを具体的に決めた上で、どの項目を定款に記載するかを検討します。法律に定められていることを全て定款に書くと、定款が膨大となり、また冗長なものとなってしまいます。

定款に記載する必要があること、定款に記載しておかないと有効にならないこと（例えば法律に記載されていない評議員会の議決事項、代表理事・業務執行理事の理事会宛職務執行報告を4箇月の期間をおいて2回以上とすること等）、そして各財団にとって記載しておくのが望ましいと考えられることを、バランス良く、そしてコンパクトに書くのが理想的です。特に目的や事業は、それぞれの財団の特徴がもっとも際立つところですから、今後の事業展開も考慮して、素晴らしい定款を作成していただきたいと思います。

公益法人協会が作成したモデル定款（近々最新版が発表されると聞いています。この文章が印刷された頃には出ていないでしょう。〔注：平成20年11月中旬既刊〕）や、内閣府公益認定等委員会事務局が作成した「移行認定のための『定款の変更の案』作成の案内」などがありますので、これらを参考にしながら作



成されるとよいでしょう。

3. 公益事業を安定的に実施するための基金と遊休財産

経済環境の変化による運用収益の増減が避けられないため、これをカバーして公益目的事業を安定的に行うための基金を保有する財団は数多くあります。基金は、通常時はその運用収益が事業資金となり、運用収益が不足したときには基金を取り崩して事業資金に充当する訳ですが、これが遊休財産に当たるとなると大変困ることになりますので、その点のご質問もかなりの数がありました。

新制度では、将来の公益目的事業費に充てる目的で保有する資産は、認定法施行規則でいう「公益目的保有財産」とすることで、遊休財産額の計算上、その控除対象財産とする（つまり遊休財産から外す。）ことが出来ます。従ってこの基金を「公益目的保有財産」とすれば、遊休財産とみなされることはありません。当該財産を公益目的事業費にのみ充てる（逆にいうと管理費や共益事業費、収益事業費に充てない。）ことが必要ですが、その旨を財団内部規則で定めておくとうまいと思われれます。会計上は、「特定資産」にこの基金の積み立て目的が判る名前の中科目で計上し、財産目録で「公益目的保有財産」である旨を記載するのが一般的な方法と考えられます。

4. 管理費に充てる資金

財団法人を運営するには、管理費に充てることの出来る資金も必要です。従来は、基本財産も上記の基金も共に、その運用収益を、公益目的事業費と管理費とを峻別することなく費用に充ててきたわけですが、新制度では公益目的事業費と管理費の財源の区分けを要求しています。

移行の際、公益目的事業費と管理費の両方に充てている財産は、認定法施行規則の附則に基づき、「共用財産」として申請書に記載された費用額の割合に応じて「公益目的保有財産」と「公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務または活動の用に供する財産」としての割合を決めることになっています。

この基金あるいは基本財産を「公益目的保有財産」とするか「共用財産」とするかは、移行後の使いやすさと管理のし易さを考慮して決めればよいと思われれます。

ただ移行後に、「公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務または活動の用に供する財産」の運用収益が、管理費を賄い切れず不足した場合は問題です。その財産を取り崩すことしか解決策がないと、その財産が取り崩しを禁じた指定正味財産であった場合には困ってしまいます。

内閣府公益認定等委員会のWebに掲載されているFAQでは、「公益目的事業しか行わない法人の法人運営上必要な管理業務は、広い意味で公益目的事業を行うと評価できるため、公益目的事業に関して得た財産から管理費に充てるものは、合理的な範囲で公益目的事業財産に組み入れないことができます。例えば寄附金や公益目的事業の対価収入は、必要な範囲で管理費に割り振ることが可能です。」と記されていますが、例示の中で「公益目的保有財産から生じた収益の額に相当する財産」には言及していないため、公益目的保有財産の運用収益を合理的な範囲で公益目的事業財産に組み入れないことが出来るか

どうか判然としません。是非とも「公益目的保有財産から生じた収益の額に相当する財産」も必要な範囲で管理費に割り振ることが可能である旨、明示していただきたいものと願っています。

5. 公益財団法人と通常の一般財団法人

公益財団法人を目指すべきか、通常の一般財団法人にするのがよいかというご質問を、多くはありませんが、何件かいただきました。実際に通常の一般財団法人になることをほぼ決めているということではなくて、その利害得失をよく考えたうえで判断したい、というご意向でした。

この選択を考える際、実際に収益事業や共益事業のウェイトが高く、公益目的事業比率の規制値（100分の50以上）をクリアするのが容易でない、といった事情がある場合は別として、公益法人としての諸条件を満たせるケースでは、一般的には実と名の両面が検討の対象となるでしょう。

実の面は、まず税務上の扱いです。財団法人の収益に占めるウェイトの高い利息配当金収入の源泉所得税については、公益財団法人になれば現在と同様に非課税ですが、通常の一般財団法人は課税扱いとなります。収益事業も行っている公益財団法人は、自らの収益事業の収益から自らの公益目的事業に支出した金額は、収益事業の所得の50～100%の範囲で、税務上損金算入できることになりました（みなし寄附）。通常の一般財団法人にはこの制度の適用はありません。寄付金税制面でも、公益財団法人は特定公益増進法人となり優遇されますが、通常の一般財団法人はそうはなりません。

一方、負担という観点からは、公益財団法人は行政庁への諸報告やいろいろな規制値をクリアするための注意が事務的な負担として必要です。しかしこの点は、負担が過大に受け取られている嫌いがあるように思われれます。新法令で新たな用語が使われ、かつ類似の用語も多いため、その意味が理解し難くっており、この点が、負担感を大きくしている主因とみられます。しかし、実際にやってみれば、1回目は容易でないと思われれますが、2回目からは思いのほか簡単に出来ることが多いのではないかと考えられます。

通常の一般財団法人は、公益目的支出計画が終了すれば、報告等から自由になります。しかし、公益目的支出計画が終了するまでは諸報告が必要で、思い切りよく1回の寄附で公益目的財産額を0とでもしない限り、そう簡単に行政庁の管理から自由になることは出来ません。

次に名の面では、通常の一般財団法人は準則主義で登記によって成立するため、今後いろいろなことを行う通常の一般財団法人が多数設立されると見込まれます。その活動内容は玉石混淆で、主として公益目的事業を行う公益財団法人とは、一般社会からの信頼性という点で大きな差異が生じるものと予想されます。

以上の諸点を考慮すれば、特に公益目的事業を中心にお考えになっているところは、多少複雑な事務を行うことに負担を感じても、設立者の意向も考慮して、公益財団法人を目指すのが王道であると考えられます。

以上紙数の関係もあり、限られたテーマとなりましたが、少しでも会員財団の皆さんの参考になれば幸いです。

N 助成財団 ニュース News

助成財団の質的向上を目指す部会活動への取り組み

「環境部会」がスタート。

これまでも助成財団センターの部会活動を紹介してまいりましたが、今回は9月にスタートした「環境部会」の様子を報告します。

部会活動の目的は、主務官庁制度が廃止される中、同じ分野の助成財団が比較的少人数で意見交換・情報交換が行なえる場を設けることで、共通課題が多い財団間での相互研鑽を図り、助成事業の質的向上を目指しつつ、新たな助成プログラムのヒントを模索するなど、社会の期待に応え得る財団活動を展開していくことを目指しています。また、新制度移行への取り組みも重要なテーマとして情報交換していくことになっています。

現在、教育部会、福祉部会が年3～4回の部会を開催し活動していますが、9月の環境部会に続き12月には新たに「国内奨学部会」がスタートします。

環境部会は、6月に準備会が開催され、部会の設立・活動内容・運営等について基本案が検討され、部会への参加を呼びかけてきました。2008年9月10日に第1回環境部会が開催されましたが、札幌及び大阪からの参加を含め14団体が部会に参加され、当日は11団体が出席されました。

第1回ということで、各団体が自己紹介を兼ね、特徴的な助成事業、最近の取り組み等について報告、併せて現在の財団としての課題や今後の部会活動に対する要望について意見交換が行なわれました。

以下にいくつかの意見・発言を紹介してみます。

—生命科学分野の研究助成中心の助成財団であるが、3年前から環境保全・人材育成・まちづくりをテーマにした市民活動団体を対象に「社会貢献活動助成」を開始した。また、今年度からネットワーク形成事業に取り組んでいる。これは非公募の事業として、社会への問題提起になるような分野横断の5つのテーマを財団から投げかけ、ネットワークを形成して取り組む活動・研究に助成を行なう事業としてスタートさせた。

→応募待ちの助成事業から一歩踏み出し、財団から社

会の課題となるテーマを投げかけ、それに答えられる団体がネットワークを組んで課題解決に取り組む事業で、3年間の助成を行なう斬新な取組みとして注目されます。

—これまでの野生動植物・生態系の保全への研究助成と活動助成の他に、ナショナル・トラスト活動に対する助成を開始した。また、これらの定型助成枠以外にその時々で必要と思われる課題に対する助成も実施している（1件1,000万円限度、自主事業もある）。

→問題解決型助成の実施

—応募件数が少なく、公募のやり方について勉強したい。また、助成額が1/2の助成を実施しているが応募者からの不満の声があり、課題となっている。

→公募の広報のあり方やプログラムの内容について勉強していきたい。

—公募助成のほかに非公募のトラスト活動助成や自主事業としての植樹事業を手がけている。新しい試みとしては、3年継続助成をした団体には、これまでの書面報告に代え活動の発表会を行ない助成後のフォローを強化し、助成先団体間の情報交換の場として活用してもらうことにしたが好評である。課題は、申請書の記載内容が不十分な書類が多く、どうしたら正確に書いてもらえるのか困っている。また応募者が少ない、重複助成対策等の課題も抱えている。

→助成期間終了後の発表会の開催による成果フォロー、助成先同士の情報交換の場の提供など新たな取組みを展開している。

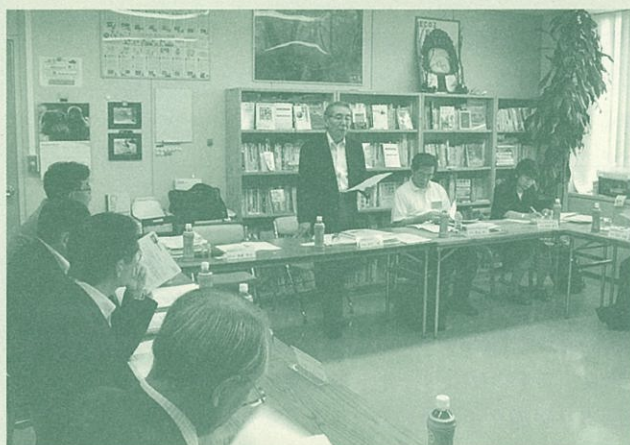
—活動助成を通して地球環境を考えるスタンスで事業を展開しているが、その成果をいかに広げるかが課題となっており、報告書をCD-ROM化して関係方面に広く配布している。また、出捐企業及びグループ企業の社員の認知度（意識）が低いのも問題となっている。

→助成による成果をどう社会に知らせ、広げていくかに取り組んでいる。

—生命科学に対する研究助成を行なってきたが、出捐企業を中心に4,000名在籍している社員が社会貢献活動（特に環境活動）にどう参加してもらうかが課題となっており、皆さんの活動を勉強したい。

→企業の従業員による環境分野のCSR活動が課題となっているが、財団としてその活動のヒントを得たい。

—環境財団4本柱の事業の中で、環境NPOへの助成、環境教育の普及啓発事業としてのシンポジウム開催を全国各地で開催する中で、地域の方々の声を聞くことがこれからの活動に重要だと考えている。



第1回環境部会（於 損保ジャパン環境財団会議室）

→事務室にこもって応募を待つ財団活動から、財団自らが地域に出向いていって地域の方々と直接接持つ活動重視する方向を目指している。

→環境教育の普及啓発に力を入れて一定の成果をあげてきつつあるが、今後は、マンパワーが足りない中で効果的な公募助成も考えたいと思っており勉強したい。

→環境意識の高い人づくりの活動で成果を生んできているが、新たに環境活動や研究に対する助成事業への取り組みを検討したい。

→自然科学の研究助成を中心に助成事業を行ってきたが、その中で最近環境分野の研究応募が増え、助成実績も増えてきているので勉強したい。

→助成対象として環境分野の研究が増加している現状を踏まえ、環境問題や環境に係る財団の活動を勉強したい。

等々の意見交換の中で、今後の部会の活動テーマとして取り上げていったらよい意見が多数出されました。環境系の財団はまだ数が少ないこと、活動助成が少ないこと、応募数が少なく公募情報の伝達に苦労している等の課題が明らかになる一方、定型的な助成プログラムの枠を越え、財団が提示する社会課題や地域課題への活動・研究に対する助成事業を開始した財団もあり、これらの活動は環境分野に係らず、今後の助成財団のあり方を示唆する取り組みとして大いに注目されます。

環境系財団の活動は多種多様であり、また部会活動に期待するところもさまざまですが、部会の研究活動を通して情報や意見・アイデア等の交換が深まり、財団活動の一層の活性化につながる事が期待されます。

部会の運営については幹事財団として、とうきゅう環境浄化財団・損保ジャパン環境財団・日立環境財団が選出され、今後の活動の世話役と活動してもらうことが決められ

ました。

また、部会メンバー間の情報交換手段としてメーリングリストを作成し、全メンバーによる双方向の瞬時情報交換を行なえる体制を構築することになりました。

次回部会は12月19日に新制度移行申請に関する情報交換も含め開催されることになっています。

部会活動に興味、関心のある方は助成財団センターまでご連絡ください。

韓国の「美しい財団」がセンターを訪問

8月22日に韓国の「美しい財団」（理事長パク・ウォンスン氏）から若手職員のチョン・キョンフン氏とベ・ヒョンジュ氏が当センターを訪問されました。訪問の目的は日本の公益法人制度、非営利活動分野の調査・研究です。美しい財団は、恵まれない人々を支援し、また草の根のNGOを支援することによって、韓国における寄附文化の発展に寄与することを目的として、2000年に弁護士であり社会運動家であるパク・ウォンスン氏によって設立された財団です。具体的な事業としては1%の共有キャンペーン、資本キャンペーン、助成プログラム、企業の社会的責任プログラム、慈善事業の研究、フィランソロピー教育プログラムなどを行っており、韓国の非営利分野のシンクタンクでもあります。

センターからは田中専務理事が応対にあたり、日本の助成財団の現状、新公益法人制度の概略、非営利セクター全般の状況等について説明をしました。韓国においては助成財団センターのような中間支援組織はないとのことで、そうした組織を設立したいという考えを持っており、そのことも今回の訪問の目的のひとつであり、今後も引き続き関係を密にしていきたいとのことで、必要であれば当センターとしては可能な限りの協力を行うことを約して意見交換を終えました。



左からチョン氏、ベ氏、田中、湯瀬



I N F O R M A T I O N

制度改革・移行についての個別相談を実施します

当センターでは、公益法人制度改革における移行準備に関する助成財団の個別相談を新年も引き続き行います。相談は、原則事前にご予約の上ご利用いただくことになっており、すでに多くのご予約を頂戴しておりますが、当面FAXや電話、メールによるご相談も実施しておりますので、お気軽にご利用ください。

相談日時は、毎週水曜日 午後1時～5時の間の最長1時間を目途とします。1月7日、14日、21日、28日、2月4日、10日（11日は祝日のため、前日の火曜日に行います）、18日、25日

助成財団の集い（「会員の集い」改め）のお知らせ

当センターでは毎年11月頃に会員の集いを開催してまいりましたが、本年度は、時期をずらしまして2月に開催することとしました。また今回より参加を非会員の方々にもご参加いただけることにしましたので、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

日時：2月9日（月） 午後1時30分～

場所：損保会館 2階大会議室（東京都千代田区神田淡路町2-9）

内容：基調講演・出口 正之氏（国立民族学博物館教授）

「民間公益を支える助成財団に期待する（仮）」

ほか、事例報告などを企画、終了後懇親会を予定。

会費：会員 7,000円 非会員 10,000円

助成財団センター研修懇談会のご案内

「新・新会計基準と公益認定について（仮）」

新公益法人制度における新・新会計基準への対応と、公益認定について解説いたします。

日時：1月22日（木） 午前10時～午後5時

場所：損保会館 5階会議室（東京都千代田区神田淡路町2-9）

講師：長岡 美奈氏（公認会計士）

会費：会員 7,000円 非会員 10,000円

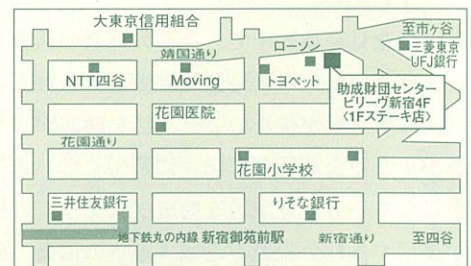
※それぞれ会員の方々には追って詳細をご連絡いたします。

編集後記

◆本号の特集は、8月から開始した公益認定の移行相談から相談員の石川さんに主だった相談事項についてまとめていただきました。実際に執筆していただいた時よりも発行が遅れてしまい、お詫び申し上げます。そのため若干現在の情勢が異なる部分もございますが、回答についての変更は必要なく、そのまま掲載させていただいております。ご参考になさってください。

◆毎年秋に開催しておりました会員の集いを今年度は2月に「助成財団の集い」として、非会員の方々にもご参加いただき開催いたします。詳細については後日HP等でお知らせいたします。

（湯瀬 秀行）



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。（四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡して下さい）

JFC Views No.65 January. 2009

編集・発行 財団法人 助成財団センター
発行日 2009年1月1日
編集・発行人 田中皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail pref@jfc.or.jp